

都城まちづくり株式会社定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、都城まちづくり株式会社と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 商業施設及び商業基盤施設等、中心市街地の活性化に寄与する施設の建設、管理、運営
- (2) 不動産の管理、運用、賃貸
- (3) 空地・空店舗の先行取得及び譲渡
- (4) カルチャー・スポーツクラブ等の経営
- (5) 駐車場の管理、運営に関する受託業務
- (6) 市場調査、広告・宣伝、研修等商店街振興に関する情報収集、処理及び提供サービス
- (7) 地域情報発信及び提供業務
- (8) 店舗の販売促進に関する企画、調査、研究及び指導
- (9) 講演会、音楽会、商店街イベント等の企画実施、企画指導、及び技術の提供
- (10) その他前各号に符号する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社の本店を宮崎県都城市に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、官報にて行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、7,920株とする。

(株券の発行)

第6条 当会社の株式については、株券を発行する。

(株券の種類)

第7条 当会社の発行する株券は、1株券、10株券、100株券の3種類とする。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の発行株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第9条 当会社は、当会社の株式を相続その他の一般継承により取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載もしくは記録されている者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて共同して会社に提出しなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で請求できるものとする。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に

当事者が署名又は記名押印し、株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再交付)

第12条 株式の分割、合併又は株券の毀損又は汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に請求者が署名又は記名押印し、これにその株券を添えて提出しなければならない。株券喪失の事由によるときは、株券喪失登録申請に基づき株券が無効となった後に新株券の発行を請求することができる。

(手数料)

第13条 前3条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主割当てによる募集株式の発行)

第14条 株主に株式の割当てを受ける権利を与えて募集株式の発行を行う場合には、会社法第199条1項各号に掲げる募集事項及び会社法第202条1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議によって定める。

(基準日)

第15条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に係る定時株主総会において権利行使することのできる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利行使することができる者を確定するため必要があるときは、予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第16条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。

(議長)

第17条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。社長たる取締役に事故があるときは他の取締役がこれに代わり、取締役の全員に事故があるときは出席株主の中から選任された者がこれに代わる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、議決権行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(代理人)

第19条 株主は代理人によって議決権行使することができる。ただし、この場合には総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

2 代理人は当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ2名以上の代理人を選任することはできない。

(議事録)

第20条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを法務省令で定めるところにより記載又は記録した議事録を作成する。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第21条 当会社は、取締役15名以内を置く。

(取締役の選任)

第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 前項の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権

の過半数もって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会の決議によって、取締役社長を選定し、必要に応じて専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

第5章 取締役会

(取締役会の設置)

第25条 当会社は、取締役会を設置する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第26条 取締役会は法令に別段の定めのある場合を除き、社長たる取締役がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の決議の方法)

第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときには、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果等については、これを法務省令で定めるところにより記載又は記録した議事録を作成する。

第6章 監査役

(監査役の設置)

第30条 当会社は、監査役を置く。

(監査役の員数)

第31条 当会社の監査役は5名以内とする。

(監査範囲の限定)

第32条 当会社の監査役の監査の範囲は会計に関するものに限定する。

(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後6年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期に満了するときまでとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第35条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第36条 当会社は、剰余金を株主総会の決議によって、毎事業年度末日における最終の株主名簿に記載、記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

2 前項の剰余金の配当は、その支払提供の日から満3年を経過しても受領のないときは、当会社は支払いの義務を免れるものとする。

3 未払いの剰余金の配当には利息をつけない。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第30条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、額面株式12,000株とし、その発行価額は1株につき50,000円とする。

(最初の営業年度)

第31条 当会社の最初の営業年度は、会社設立の日から平成7年3月31日までとする。

(最初の取締役及び監査役の任期)

第32条 当会社の最初の取締役及び監査役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終了の時までとする。

(発起人の氏名、住所及び引受株数)

第33条 発起人の氏名、住所及びその引き受けた株式の数は下記のとおりである。

(住所) 宮崎県都城市姫城町6街区21号

(氏名) 都城市

代表者 市長 岩橋辰也 額面株式 8,000株

(住所) 宮崎県都城市北原町30街区24号

(氏名) 松元静雄 額面株式 20株

(住所) 宮崎県都城市上町14街区16号

(氏名) 山下俊介 額面株式 20株

(住所) 宮崎県都城市中町13街区22号

(氏名) 野口昭吉 額面株式 20株

(住所) 宮崎県都城市上町14街区2号

(氏名) 野口富弘 額面株式 20株

(住所) 宮崎県北諸県郡高城町大字桜木836番地

(氏名) 白瀬卓 額面株式 20株

(住所) 宮崎県都城市平江町20街区11号
(氏名) 野口規久夫 領面株式 20株

(住所) 宮崎県都城市南鷹尾町29街区20号
(氏名) 吉元鉄夫 領面株式 20株

(住所) 宮崎県都城市甲斐元町13街区6号
(氏名) 津山敏夫 領面株式 20株

(住所) 宮崎県都城市上町6街区10号
(氏名) 都城信用金庫
代表理事 児玉時巳 領面株式 20株

(住所) 宮崎県都城市平江町3街区16号
(氏名) 林 實 領面株式 4株

以上、都城まちづくり株式会社を設立するため、この定款を作成し、各発起人が次に記名押印する。

平成6年1月27日

発起人 都城市 代表者 市長 岩橋辰也

発起人 松元静雄

発起人 山下俊介

発起人 野口昭吉

発起人 野口富弘

発起人 白瀬卓

発起人 野口規久夫

発起人 吉元鉄夫

発起人 津山敏夫

発起人 都城信用金庫
代表理事 児玉時巳

発起人 林 實